通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照条文

				ı	राः					の	条	第二条				
(略)	(以下略)			十一月	平成三十四年三月三			(中略)	期限	間、それぞれ同表	条第一項各号に掲げる事務のほか、	国土交通省は、	(所掌事務の特例)	附則		国土交通省設置法(平
	(以下略)	及び立案並びに推進に関すること。	除及び振興に関する総合的な政策の企画	土壌地帯をいう。以下同じ。)の災害の防	九十六号)第二条第一項に規定する特殊	び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第	特殊土壤地帯(特殊土壤地帯災害防除及	(中略)	事	の下欄に掲げる事務をつかさどる。	事務のほか、次の表の上欄に掲げる日まで	第三条第一項の任務を達成するため、第四			修正後	(平成十一年法律第百号)(抄)
2		<u> </u>		<u> </u>	亚			Τ		<u>の</u>	条	第二条				
(略)	(以下略)			十一日	平成三十四年三月三			(中略)	期限	間、それぞれ同表の	条第一項各号に掲げる事務	条国土交通省は、	所掌事務の特例)	附則		
		<u>L</u>						<u></u>		の下欄に掲げる事務をつかさどる。	5	第三条第一項の任務を達成するため、				